

「横浜市契約規則」の一部改正に関する意見公募について

「横浜市契約規則」の一部改正にあたり、広く市民の皆様からご意見をいただきたく、次の要領で意見の公募を行います。

1 意見公募期間

令和5年12月22日（金）から令和6年1月22日（月）まで

2 意見提出方法

次のいずれかの方法により、ご提出願います。

なお、電話でのご意見の提出には対応いたしかねますので、あらかじめご了承ください。

(1) 電子メールの場合

電子メールアドレス：za-keiyaku@city.yokohama.jp

横浜市財政局契約第一課 意見公募担当あて

※メールの件名は「意見公募」と表記してください。

(2) 郵送の場合

〒231-0005 中区本町6丁目50番地の10

横浜市財政局契約第一課 意見公募担当あて

(3) FAXの場合

FAX番号：045-641-2758

横浜市財政局契約第一課 意見公募担当あて

3 注意事項

(1) いただいたご意見に対して、個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

(2) いただいた意見の内容につきましては、氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、公開される可能性がありますので、あらかじめご承知おきください。

(3) ご意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては適正に管理し、ご意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

(4) その他個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例にしたがって適切に取り扱います。

4 ご不明な点についてのお問い合わせ先

横浜市財政局契約第一課 意見公募担当あて

電話番号：045-671-2707

※ 電話によるご意見はご遠慮くださいますようお願いいたします。